

練馬区（東京都）

< 取組の概要 >

旧来的な自主防災組織の高齢化が進む中、各種地域行事等を活発に行っている小中学校のPTA等の父母を含めた避難拠点運営連絡会との連携を高めることにより地域防災を活性化。また、発災時における区の体制強化のため、現業職員の活用等についても検討中。

1．取組開始の経緯等

練馬区における自主防災組織は、大規模地震対策特別措置法が施行された昭和53年から各地域の中心となって防災に取り組んできたが、その構成員がほとんど変更しないまま現在に至ったため、構成員が高齢化し、積極的に活動できる者が少なくなったことに伴い、防災活動も停滞化しつつあった。そのような中で、阪神・淡路大震災を契機として区立小中学校を避難拠点（避難所＋防災拠点）と定め、子供をもつ父母を始めとするより若い世代の防災活動への参加を促進しつつ、併せて旧来的な防災組織との連携を進めることを視野に入れながら、平成10年頃から、PTA等の父母の活動を活用した避難拠点運営連絡会の整備等の各種取組を実施し、地域防災の活性化に努めている。

2．取組主体の構成等

練馬区の自主防災組織は、防災会、市民消火隊、避難拠点運営連絡会、その他に分類されている。

防災会は、町会、自治会、マンション等の管理組合等を基本とし、地域の防災のリーダーとして、災害予防、初期消火・避難誘導等の応急活動、復旧・復興も視野に、防災活動全般について取り組んでいる旧来的な組織である。また、市民消火隊は、能力の高い消火用ポンプ（C級の軽可搬消火ポンプ）を保有するなど、地域での消火活動を担当する組織であるが、隊員の高齢化等から同隊を解散し、防災会に組織変更しているところもある。

一方、避難拠点運営連絡会とは、練馬区が定めている避難拠点（避難所＋防災拠点、区立の103の小中学校）を単位とするものであり、区が指名している避難拠点要員などと協力しながら、被災者の救援活動等、避難拠点（避難場所）を運営していくための組織である。

避難拠点となる小中学校は、PTA等を通じて子供をもつ父母等の比較的若い世代が「父参会」、「父親の会」等を形成し、日頃から各種会合を開いて親睦を深めたり、地域行事等を実施して地域の活性化に努めたりしており、とても連帯が高まっている。そのため、練馬区等との連携の下、親子で参加する防災教育・訓練を実施し、防災意識を高めることにより、これらの者の運営

連絡会への積極的な参加促進に成功している。また、防災教育・訓練では、炊き出し等を実演しながら楽しく防災の知識や器具の使い方などを身につけることにより、地域防災力の活性化と後継世代の育成にも努めている。

さらに、防災会の構成員が一般的に高齢化していることを踏まえつつ、防災会と避難拠点運営連絡会が共同で防災訓練や災害対応等に当たることを通じて、これらの組織間の連携を高めることにより、ゆくゆくは地域全体がより一体となって地域防災力の向上に取り組んでいくこととなることが期待されている。

なお、防災会及び避難拠点運営連絡会の両方の構成員となっている者もあり、それらについては、発災直後は水防活動も含めた初動活動を実施する防災会等で活動し、徐々に避難場所の運営を中心とする避難拠点運営連絡会の任務に移行することが望ましいとされている。



防災訓練での保育園児と救助犬のふれあい

3. 避難支援の取組状況

(1) 防災会

防災会では、構成員が高齢者宅を訪問し、交流を深める「敬老訪問」や、災害時に特に助けてほしい希望を書いてもらう「地域アンケート」等を実施しながら、援助の必要な災害時要援護者を特定した上で、普段から周囲に居住する防災会員が見守ることとしている。また、防災会によっては、手上げ方式により、自己申告した災害時要援護者について防災会ごとに名簿を作成しているところや、民生委員が防災会内の「弱者対策部」に所属し、災害発生時に備えているところもある。

災害時要援護者の避難支援について考えた場合、避難支援者の確保・体制の強化が欠かせないことから、現在のところ、防災会、避難拠点運営連絡会の防災活動の活性化に重点を置いているところである。そのため、避難支援者を具体的に定めるような避難支援プランづくりについては、まだ本格的に取り組んではいないが、災害時要援護者を支援するモデル防災訓練を実施しており、今後、関係団体の意見等を踏まえつつ、避難支援プランの作成等についても検討していきたいと考えている。

(2) 練馬区

災害時要援護者の避難支援体制を強化するためには、練馬区自体の体制の見直し・強化も不可欠であると考えている。

区では、平成16年10月の新潟県中越地震において清掃収集員が被災地の災害廃棄物の処理等を実施するなど、現業職員が各種防災・災害救援活動を積極的に実施しているところである。このような特色を踏まえつつ、同区における発災時での危機管理体制の強化の一環として、これらの職員を災害時

における避難支援等へ組み込むことについての検討を進めている。また、防疫や保健衛生を担当する保健所の職員等、これまで発災してから数日後に具体的な任務が分担されることとなっていた者を発災時から緊急時の医療救護体制に活用することなど、災害時の危機管理体制における業務と人員配置の見直しについても検討している。

なお、練馬区では、一定の人数の防災担当職員が比較的長期間防災を担当し、自主防災組織との信頼関係の構築や、防災訓練・各種イベント活動の支援を行ったことにより、地域防災力の強化に成功している。

4．訓練の実施状況

区内各地で、街頭での初期消火・延焼防止訓練を消防署員が採点したり、防災会が訓練を行ったりする「まちかど防災訓練」や、避難誘導、避難拠点での炊き出し等の「避難拠点防災訓練」、自主防災組織が参加する水防訓練等に取り組んでいるが、災害時要援護者を対象としたものは、全区的な研究や見学のために特定の場所で行うモデル的防災訓練や、災害時要援護者自身の防災訓練を行っている段階である。



組み立て水槽を手話で説明

なお、地域に居住する一般の練馬区職員が防災会や避難拠点運営連絡会の防災訓練に積極的に参加することにより、行政と自主防災組織との信頼関係の構築や連携強化に努めている。

5．今後の課題等

- ・ これまで5年近くかけて防災会と避難拠点運営連絡会との連携を通じた地域防災の活性化に努めてきたところであるが、今後は、避難支援プランの策定等の具体的な取組も必要であり、また、そのためには福祉部局等による更なる積極的な取組や、関係部局間での情報共有等が必要となる。
- ・ 災害時要援護者の避難支援を想定した訓練の実施